

小型旅客船等安全対策事業費補助金 誓約書

- 1 本補助金の申請にあたり「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」および「小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程」(<https://marine-safe.jp/marine-safe/>)を遵守することを誓約します。
- 2 本補助金の申請において、事務局に提出する書類は虚偽の記載は一切ありません。
- 3 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 4 暴力団排除に関する誓約事項に同意します。
- 5 本補助金を受けて取得した設備は、申請した当該船舶への設置することが条件であることに同意します。
- 6 当該処分制限期間において設置した安全設備を、譲渡、交換、貸し付け、廃棄等による処分、又は担保に供する等の補助金の交付目的に反することはいたしません。
また船舶検査において、当該安全設備が搭載されていないことが発覚した場合は、交付規程に基づき事務局の指示に従い必要額を返納します。
- 7 不正な方法により本補助金を受給した疑いが生じた時、又は補助金を受けた設備を承認得ずして処分したことが判明した時は、当該補助金の全部又は一部について、加算金（年 10.95%の 利率）と共に返納いたします。
- 8 補助対象の条件については、自己責任のもと確認し申請することに同意します。
補助対象の条件を満たさない場合、（交付決定後であっても）交付決定は取消され、既に補助金が振り込まれていた補助金を返納することに同意します。
- 9 申請内容の審査の為、申請書や実施報告書等の一部または全部を、国土交通省および外部の検査機関等に連携することに同意します。
- 10 個人情報に関しては、事務局が定めるプライバシーポリシー（<https://marine-safe.jp/marine-safe/>）に基づき、取り扱われることに同意する。

以上の項目すべてに同意します。